

平成28年度臨時福祉給付金と 障害・遺族年金受給者向け給付金について

臨時福祉給付金

平成26年4月の消費税率が8%へ引上げによる影響を緩和するため、所得の低いかたに対して臨時的な措置として支給します。

【対象者】 ①から④までのすべての要件にあてはまるかた

- ①基準日(平成28年1月1日)に町の住民基本台帳に登録されているかた
- ②平成28年度分の住民税(均等割)が課税されないかた
- ③平成28年度分の住民税(均等割)課税者の扶養となっていないかた
- ④生活保護制度の被保護者ではないかた

【支給額】 対象者1人につき3,000円(給付は1回限り)



障害・遺族年金受給者向け給付金

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者を対象に支給します。

【対象者】 ①と②の両方の要件にあてはまるかた

- ①平成28年度臨時福祉給付金の対象のかた(上記参照)
 - ②平成28年5月分の障害基礎年金もしくは遺族基礎年金などを受給されたかた
- ※ただし、高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給されたかたを除く。

【支給額】 対象者1人につき30,000円(給付は1回限り)

【申請手続】 基準日の平成28年1月1日に住民登録がされていた市区町村が申請先となります。
対象となる可能性のあるかたには9月上旬に申請書を郵送しますので、必要事項を記入し返信用封筒にて返送してください。

○DV(家庭内暴力)被害から皆野町へ避難されているかたは、皆野町に住民票がない場合でも申請できる場合があります。お早めにご相談ください。

「給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

町や厚生労働省などがATM(現金自動預払機)の操作やメールで手続きをお願いすること、また手数料の振り込みを求めることなどは絶対にありません。

不審な電話や郵便があった場合、町や警察署☎24-0110(警察相談専用電話 #9110)にご連絡ください。

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

◎制度に関する問合せ厚生労働省専用ダイヤル電話

0570-037-192

オーみな いきゅうふ